

長野県宮田村議会

事績1 政策づくりと監視機能を十分に発揮している議会

1. 宮田村むらづくり基本条例の制定

平成 24 年に、議会の任意の委員会での議論や先進地視察などを行いながら議会基本条例の研究を行った結果、あえて議会基本条例ではなく、むらづくりの理念や行政及び議会の運営等に関する基本的なルールを定めた条例づくりをめざすこととした。平成 25 年に、議会、行政、住民によるむらづくり基本条例の協働策定を村理事者に申し入れ、平成 26 年に、宮田村むらづくり基本条例策定委員会を設置した。大学教員の助言を受けながら議論を重ね、平成 27 年 12 月に制定し、平成 28 年 1 月 1 日に施行となった。また、同条例の議会条項を具現化するため、議員自らの手で議会例規の体系化に取り組み、条例、規則、要項等を全面的に改正した(3 本を廃止、6 本を改正、15 本を新設)。なお、その後も大学教員の助言を得ながら、検証と改正に取り組んでいる。

2. 議決事件の追加と専決処分事項の明確化

宮田村むらづくり基本条例の中で、村の総合計画(基本構想)を議決事件に追加している。また、1 件 100 万円以内の損害賠償の額を定めて和解を行うこと等、専決処分事項を明確化するため、平成 28 年に宮田村議会専決処分条例を制定、施行した。

3. 決算(行政)評価の実施

決算委員会(常任委員会)における決算認定の審査を充実させるため、平成 27 年に試行実施したのち、平成 28 年に要綱を定め、決算(行政)評価を正式に導入した。部会ごとに特定の事業を選定し、所管課の説明を求めたり、現地調査を行ったりして、必要性、有効性、効率性、優先性を踏まえた評価を行っている。結果については、村理事者へ申し入れを行っている。

4. 議会評価の実施

当初は、決算(行政)評価の中で、議会部会が議会に関する事業を選定し、評価を行っていたものである。令和元年度からは、宮田村議会議会評価要綱に基づき、前年度の議会活動全般について、宮田村むらづくり基本条例の議会条項及び関連法令ごとに分類し、評価を行う方式に変更した。

5. 意見書の活用

平成 27 年には、国道バイパス問題に関し、慎重に進めるように求める意見書を全議員でとりまとめて議決し、関係機関に直接手渡した。平成 29 年には、廃棄物処分場建設問題に関し、規制の強化を求める意見書を全議員でとりまとめて議決し、関係機関に直接手渡した。

6. 自由討議の実施

議会例規上の定めはないが、議長又は委員長の裁量で慣例的に行っている。たとえば、決算委員会においては、決算(行政)評価をまとめる過程で、議員同士の自由な討議を実施している。平成 28 年の全員協議会においては、議員定数について、議員同士の自由な討議を実施した。平成 28 年に立ち上げた環境問題特別委員会においては、バイパス問題と廃棄物処分場問題について、議員同士の自由な討議を実施した。平成 29 年 3 月の予算委員会においては、委員会採決前に議員同士の自由な討議を実施した。いずれも回数や時間は制限していない。

7. 参考人制度の活用

村有地を賃借してホテル業を営んでいた事業主が、その建物を村の許可なく他社へ売却する事案が発生したため、平成 31 年 3 月に産業文教委員会で事業主を参考人として招致し、事実経過を確認した。

8. 研修の充実化

平成 28 年に宮田村議会研修要綱を制定、施行し、それまで慣例的に実施されてきた各種研修を整理した。令和元年現在、(1)任期のはじめに、宮田村むらづくり基本条例及び宮田村議会例規について理解を深める基礎研修、(2)全議員で先進地等の事例を調査研究する全体研修、(3)委員会の所管に関する先進地等の事例を調査研究する所管研修、(4)専門的知見を有する者を講師として招聘する等し、議会等に関する専門的知識を高めるための研修を行う専門研修、(5)希望する議員を対象として、地方公共団体及び議会に関する調査研究を補完するための会議、研修への参加ができる補完研修、を実施している。たとえば、(4)専門研修では、平成 28 年に大学教員を招いた議会改革についての研修、平成 30 年に廃棄物処分場問題についての研修(議員及び住民を含め 190 人参加)、令和元年に大学教員等を招いた議会改革についての研修(県内有志議員及び住民を含め 270 人参加)、を実施した。なお、研修報告書は議会ホームページで公開している。

9. 図書室の充実化

平成 28 年に宮田村議会図書室要綱を制定、施行し、議会図書室の図書購入費を

確保するとともに、議会図書室の蔵書を宮田村図書館の蔵書として登録することとし、平成 29 年から OPAC で検索できるようにした。

10. 全員協議会の定期開催

議員間及び議会と行政間の情報共有を強化するため、平成 28 年から毎月 1 回、全員協議会を定期開催している。

11. 危機管理体制の確立と訓練

議会の危機管理体制を確立するため、平成 28 年に宮田村議会危機管理条例及び宮田村議会危機管理連絡会要綱を制定、施行した。行政が災害対策本部を設置した場合の議会対応を定めている。行政が災害対策本部を設置した場合は、議長がオブザーバー参加する形をとっている。なお、村の防災訓練に合わせて、毎年、議会でも連絡及び招集の訓練を実施している。

12. 欠席の届出条項の緩和

令和元年に、会議規則の欠席の届出条項について、従来から規定されていた事故に加え「疾病、看護、介護、出産、忌引き」などの理由による届出を追記した。

事績 2 住民に開かれた議会

1. 議会と語ろう会の実施

平成 28 年に宮田村議会広報広聴条例及び宮田村議会広報広聴会議要綱を制定、施行し、それまで実施されてきた各種懇談会を整理し、広報広聴会議で実施することとした。村内で活動を行う団体や概ね 5 人以上のグループからの要望、または広く住民に呼びける形で、議会や行政に関するワークショップ形式の議会と語ろう会を開催している。たとえば、区長会、民生・児童委員会、消防団、商工会、子育てグループ、村役場職員との懇談の他、村の文化祭(2 日間)で村議会コーナーを設けて、住民からの意見、要望、質問を受け付けている。平成 30 年は 87 人の住民の参加があった。実施にあたっては、議会の仕事についても説明するようにしている。なお、内容は報告書にまとめ、議会だよりや議会ホームページに掲載するとともに、必要に応じて村行政にも対応を求める申し入れを行っている。

2. 傍聴人記名簿の廃止

平成 28 年に宮田村議会傍聴規則を改定し、傍聴人受付簿を廃止した。

3. 議会 PR 冊子(しおり)の作成

令和元年に、村議会の役割、村議会議員の仕事、村民の皆様と村議会、宮田村議会の特色、数字で見る村議会など、議会活動と議員活動を PR する冊子(しおり)を議員自ら編集、発行し、議会と語ろう会等で活用している。ホームページにも掲載している。

4. 子ども議会の実施

平成 22 年から、中学生を対象とした模擬議会在議場で実施している。平成 30 年については、議長が講師となり、模擬議会の前に中学校を訪問し、中学校 3 年生全員を対象とした出張授業「村政と議会—子ども議会に向けて—」を実施した。

5. 議会日程の周知

議会日程や一般質問事項等を議会だよりや議会ホームページに掲載して周知している。また、ケーブルテレビの文字データ配信等も利用し、一人でも多くの住民に議会の開催を知ってもらうように努力している。その他、報道各社に情報提供を行っている。

6. 請願及び陳情の取り扱い

請願及び陳情を住民による政策提案と位置付け、平成 28 年からはすべての案件を委員会付託している。

7. 議決結果の公表

平成 28 年に宮田村議会議決結果表要綱を制定、施行し、議案名及び議員名ごとの議決結果表を作成し、議会ホームページに掲載している。議会だよりには議案ごとの議決結果表を掲載し、賛否がわかれた場合に議員名を表示している。

8. ホームページによる情報発信

村のホームページの中に、議会コーナーを設置している。議会日程などのお知らせ、本会議会議録、議決結果、議会だより、研修報告書、議会評価報告書、決算評価報告書等、情報公開の強化を図っている。

9. ケーブルテレビによる情報発信

ケーブルテレビの映像配信として、本会議の生中継及び再放送を実施している。

また、ケーブルテレビの文字放送として、議会日程及び一般質問の通告内容を配信している。

10. 議会だよりの発行

平成 28 年に宮田村議会広報広聴条例及び宮田村議会広報広聴会議要綱を制定、施行し、それまで発行してきた年 4 回の議会だよりの編集及び発行を広報広聴会議で担うこととした。また、議会と語ろう会等で、議会だよりについての意見を聞いたり、議会だよりに関するアンケートを継続的に実施したりして、内容の改善に努めている。

11. 議長及び選挙の透明化

議長及び副議長の選挙を透明化するため、平成 28 年に宮田村議会議長副議長選挙所信表明要綱を制定、施行し、全員協議会において立候補者の所信表明を行っている。所信表明はくじで順序を決め、口頭で 1 人 10 分以内としている。また、所信表明の趣旨を確認するため、口頭で質問することができるようにしている。なお、議会ホームページに会議録を掲載している。

事績 3 地域活性化のため特別な取組みをした議会

1. 宮田村みやだワインで乾杯条例の制定

中央アルプス駒ヶ岳が育んだ水と大地で育った宮田村産ワインの普及促進を図ることを目的として、村内においてワインによる乾杯の習慣を広めようと、平成 26 年に宮田村みやだワインで乾杯条例を制定、施行し、普及促進に努めている。本条例の制定をきっかけに、村内飲食店でのワイン消費量の増加が見られた(前年比 133.5%)。また、翌年よりワインの生産本数は増加している。その他、ワインによる乾杯とその普及を促進するワイン大使については、平成 30 年までに 99 人が任命されており、官民をあげて取り組んできている。